七　環境省組織令の一部改正関係（第一三条関係）
水・大気環境局及び同局環境管理課の所掌事務に、環境の保全の観点からの水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制（水を供給する者に対するものを除く。）の実施に関することを加えることとした。
八　薬事・食品衛生審議会令の一部改正関係（第一四条関係）
1　題名を「薬事審議会令」に改めることとした。
2　委員の人数を三〇人から二〇人に改めることとした。
3　薬事・食品衛生審議会に置かれた分科会を廃止することとした。
九　施行期日等
1　整備法の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（第一五条～第一七条及び附則第二条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二の1については令和七年四月一日から施行することとした。

◇特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（国土交通省）
一　特定多目的ダム法施行令の一部改正関係
国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一八条関係）
二　河川法施行令の一部改正関係
ダムを設置する者は、操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第三一条関係）
三　独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正関係
独立行政法人水資源機構は、操作を行う水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一七条関係）
四　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（財務省）
1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、孤独・孤立対策推進交付金を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（文部科学省）
小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和六年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（文部科学省）
1　学級編制の標準に関する経過措置
令和六年度における一学級の児童の数の標準を四〇人とする学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第六学年とすることとした。（第一条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（文部科学省）
1　在宅勤務等手当の追加
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七三号）の一部の施行に伴い、教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定の対象に在宅勤務等手当を追加することとした。（第二条関係）
2　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（文部科学省）
1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）
2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）
3　この政令は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（農林水産省）
1　地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う都道府県営土地改良事業について、当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業と併せて行う場合における申請要件を緩和することとした。（第五〇条第一項第七号の七関係）
2　特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画に基づく都道府県営土地改良事業について、特例措置の期限の到来に当たり、申請要件緩和等の特例措置を廃止することとした。（附則第三条第一項並びに附則第六条第三項及び第四項関係）
3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（農林水産省）
1　北海道における第三種漁港又は第四種漁港について国が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、配送用作業施設に係るものについて、漁港管理者による費用の負担の対象とするとともに、その負担割合を定めることとした。（第三条第一項の表関係）
2　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、配送用作業施設に係るものについて、国による費用の補助の対象とするとともに、その補助割合を定めることとした。（第四条第一項の表関係）
3　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業のうち、加工施設に係るものについて、国による費用の補助割合を定めることとした。（第四条第一項の表関係）
4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（財務省）
1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、八二七億円（改正前一、五三三億円）を超える場合に、一、八二七億円を超えて三、八〇七億円（改正前二、一六三億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、三、八〇七億円を超える部分については一一万六、一九三分の一一万五、五九六を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（厚生労働省）
1　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受け